

1 基本構想骨子（案）について

No.	意見	対応
1	将来像について、3つの案を市民に示し、意見を聴いてみてはどうか。	12月に市民意見交換会を実施し、基本構想骨子について市民の意見を聴く機会を設けるので、その際に将来像に関する意見もお聴きする方向で検討する。
2	将来像について、「暮らしつづけたいまち」の中に「心地よい」、「つながりのある」が含まれていると思うので、「だれもが暮らし続けたいまち 朝霞」はどうか。	ご意見を踏まえ、将来像の案の一つとして検討時に参考とする。
3	将来像のフレーズに「心地よさ」、「誇れる」、「だれもが」の3点を入れてほしい。「だれもが心地よく暮らし 誇れるまち 朝霞」はどうか。	ご意見を踏まえ、将来像の案の一つとして検討時に参考とする。
4	今後、基本構想のどの部分について評価を行うのか。	評価方法は今後の検討となるが、現行基本構想における基本概念等に該当する部分の評価を想定している。施策評価では基本方向と施策分野、事務事業評価では施策分野における事業を対象とする。
5	基本方向や共通理念の説明について、以下の視点で見直してはどうか。 ・基本方向1について、福祉のまちづくりにより安全安心に暮らせるまちとする。 ・基本方向2について、教育・学習の環境を整える。 ・基本方向3について、自然を残しながら暮らしやすい環境をつくる。 ・共通理念について、市民が計画策定段階だけでなく事業にも関わること、多様性やダイバーシティを明示すること、権利擁護やアウトリーチについて追記する。	基本方向の見出しは、個別具体的な表現ではなく、将来像実現に向けた広がりをもった内容で表現したい。具体的な表現は、本文の中でどの程度書き込めるか検討する。
6	共通理念を、だれが読んでもわかりやすいように、キーワード的なものを記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現となるよう検討する。
7	共通理念について、3つに限定せず、キーワードを切り分けた方が伝わりやすいのではないかと。例えば、1つめは、だれもが主体的に参画すること。2つめは、相互に連携して創意工夫すること。3つめは、多様性を尊重して認め合い助け合うこと。4つめは、持続可能とすること。5つめは、みんなが参加する原動力となる朝霞に対する愛着などとしてはどうか。	ご意見を基本構想の検討の際に参考とする。
8	「むさしのフロントあさか」を将来像の説明に入れてもよいのではないかと。	ご意見を基本構想の検討の際に参考とする。
9	将来像について、「私たちが育む 心地よく暮らせるまち 朝霞」が良いと思うが、「育む」の説明は、「あるものを生かす」だけでなく、「新しいものを取り入れる」という視点も必要ではないかと。	「新しいものも取り入れていく」という意味合いを含めたものとする。

2 基本計画骨子（案）について

No.	意見	対応
1	資料3—1について、中柱における課題部分の記載内容が、問題、目標、実施状況などが混在している。また、課題と施策(中柱)が対応していないものがある。 ・第5章の1—3、公共空間の利活用の課題は、ゆとりある歩行者空間を整備することだけではない。 ・第5章4—1、良好な住環境の促進の課題について、空き家は一例でしかない。	第5次総合計画の総括から導き出された課題として整理していたが、問題や目標等が混在していたため、今後の資料作成の際は統一を図りたい。また、内容が施策に結び付くよう精査する。
2	第2章の見出しは「こども」で、施策の見出しは「子ども」と表記が混在している。国の表記との使い分けについて注記が必要ではないか。	表現について、再度検討する。
3	第2章の1地域共生社会の推進について、中柱2の見出しをよりわかりやすくしてはどうか。内容についても、中柱1や3との違いがわかりにくい。制度の狭間にいる人に対応するために、地域共生社会の推進を掲げたことは評価に値することで、部署を横断し、包括的に対応してもらう必要性が高まっている。	第2章の1のうち、中柱2の見出しを「誰もが互いに尊重し合い、地域でつながる社会の実現」に変更するとともに、中柱1と3の施策内容を精査する。
4	第2章の3、保健(保険)はまったく意味が異なるので、同義のものとして括るべきではない。社会保障を地域共生社会の方に持っていくならば、わかりやすくする必要はある。	第2章の3の見出しを「保健・医療」に変更するとともに、施策内容を精査する。
5	第2章の3—2健康危機管理という言葉がわかりにくいいため、言い換えた方がよいのではないか。	健康危機管理は厚生労働省が定めている言葉ではあるが、注釈をつけるなど、わかりやすくする。
6	第4章の4—1コミュニティ活動の推進について、コミュニティ活性化の意味合いから、自治会・町内会以外の団体も含めた表記とした方がよいのではないか。	第4章の4—1—①「コミュニティづくりの促進」の説明に、自治会・町内会のほか、コミュニティ団体も含めた内容とする。
7	第5章の1—1について、「コンパクトで利便性の高いまちづくり」に変更になったが、朝霞市はまだ人口が増加している中で、どのような意図でこのような表現になったのか。	国の施策に合わせて柱立てをしたが、第5章の1—1の見出しを「利便性の高いまちづくり」に変更し、施策内容を精査する。
8	第5章の1について、以前あった市街化調整区域に関する表現が消えているが、無秩序な市域開発など、負の面への対応はしっかり入れておくべきではないか。	第5章の1—2「特性に応じたまちづくり」の現状・課題等の中で、市街化調整区域に関する表記を追加する。
9	小柱はいつ示されるのか。また、都市計画マスタープラン関連の都市構造図は総合計画に掲載しないのか。	小柱は、次回審議会にお示しする予定である。 将来都市構造図は、都市計画マスタープランを反映した図であることから総合計画への掲載はそぐわないと考えているが、担当課と調整して検討していきたい。